

浦安市障がい者就労

支援センター通信



浦安市障がい者就労支援センター
(浦安市ワークステーション1F)
住所 279-0032 浦安市千鳥15-5
TEL 047-304-6200
FAX 047-304-6202
✉ urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp
開館日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
開館時間 午前9:00～午後5:30
<受託事業者>
労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団

いっしょに生きるひとり暮らし

ハレリア

共同生活援助(グループホーム)

梅雨はまだ続っていますが、少しずつ暑くなる日々が夏の訪れを感じさせてくれます。屋内と屋外との温度差や、冷房の効きすぎなどによって体調を崩しやすくなります。こまめな水分補給や体を冷やしすぎないことなど気を付けながら夏を迎える準備をしましょう。

さて今回は、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともさんが所有している集合住宅(マンション)のグループホーム「ハレリア」の紹介をします。ハレリアとは、ハワイの言葉で「幸せの家」という意味です。タイトルにもあるように「いっしょに生きるひとり暮らし」というコンセプトを大切にしているとのこと。

住まいについて

一般的な单身者向けワンルームをひとりで利用できることが大きな特徴です。各住居スペースには鍵がついており、完全独立型の住居にて生活することとなります。各住居は外廊下でつながり、建物内の1室を使用した交流の出来る共同スペースも設けております。安心のオートロック付きです。

ハレリアの周りにはバス停が多くあり、浦安駅、新浦安駅、舞浜駅と市内の全駅へアクセス良好！好環境・好立地なので便利で暮らしやすいです。



メッセージをお願いします

老老介護が社会問題となるなか、家族や保護者のサポートがある今のうちに、無理なく「ひとり暮らし」を始めることで、この先もずっと自分の「望む暮らし」を続けられるように。私たちはそんな想いで支援を行っています。共同生活援助(グループホーム)だから、完全独立型住居であるハレリアでも、社会からの孤立を防ぎながら暮らすことが可能です。ひとりの時間と仲間や支援員との時間を持ちながら、いっしょに楽しく暮らしませんか？

力を入れていること、大切にしていること

力を入れていることは、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともで提供している様々な「資源」(サービス)を利用者に合わせて提供することです。提供しているサービスの一例として、移動支援、日中一時支援、訪問看護など、多事業展開する法人だからこそ様々なサービスを選べます。サービスを組み合わせることで、できないと思っていたことができることがあります。それぞれの「望む暮らし」を支援します。

また、個々人の「想い」が尊重されるように、どのようにしたら実現に向かえるのか、他機関との連携も強く視野に入れ対応しています。



お問い合わせは

「社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも」
までお気軽にどうぞ♪

047-304-8808

障がい者雇用とパワーハラスメント

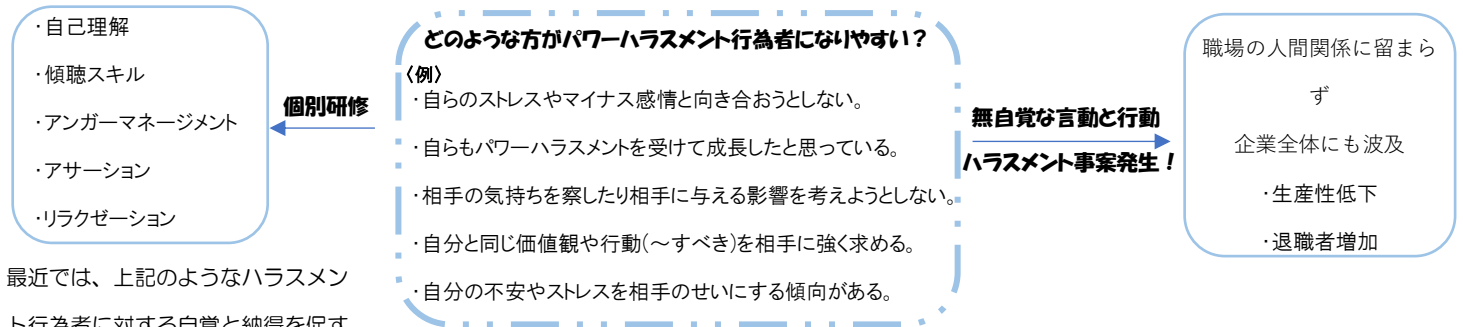
◆企業の成長に向けた障がい者雇用のあり方

令和4年、中小企業に対するパワーハラスメント防止措置の義務化、令和6年からは、事業主による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、民間企業の法定雇用率も令和6年4月から2.5%となりました。事業者は、改めて障がい者の正しい理解や受け入れに対しての社内教育の徹底、環境及び体制を整備し、組織運営にも活かすなど、障がい者雇用そのものを企業の経営戦略や持続的な成長に結びつけることが急務となっています。

◆ハラスメント事後の迅速かつ適切な措置の必要性

令和5年度厚生労働省委託事業「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書によると、今後必要なハラスメント予防・解決の為に取組みとしては、「企業の自主的な取組みの促進・支援」(54.7%)が最も高く、次いで「ハラスメント(ハラスメント行為者)に対する規制」(36.5%)が高くなっています。

パワーハラスメント行為者の無自覚な言動と行動は、企業全体にも影響を及ぼすことから、職場でハラスメント事案が発生した場合、事後の迅速かつ適切な対応が求められています。



最近では、上記のようなハラスメント行為者に対する自覚と納得を促す個別研修も充実してきています。

◆障がいのある方もない方も安定して働いてもらう心理的安全性の高い職場づくり

事業者は、合理的配慮を提供することで障害のある方もない方も同じようにできる状況を整備しながら、ハラスメント事案を起こさないよう心理的安全性の高い職場づくりが求められています。

企業が障がい者雇用を進めていく上で、私ども浦安市障がい者就労支援センターも、企業と連携を取りながら、障がい者の採用や就労の定着を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 2023年5月8日より新型コロナ感染症法上の位置づけが5類に移行しました。
- マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断で着脱をお願いいたします。
- 咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようしております。
- 面談および講座の運営は、ソーシャルディスタンスを保ち実施しております。

よろしく
お願いします



支援センターまでのアクセス



アクセス

公共交通機関 舞浜駅南口より東京ベイシティバス20系統千鳥線 (バス乗車10分)
舞浜行 (千鳥循環) 千鳥西行 クリーンセンター行 クリーンセンター下車 徒歩7分

※千鳥車庫行のバスはクリーンセンターバス停には停車しません。

